

京都市告示第414号

京都市大宮交通公園条例第5条第1項ただし書の規定に基づき、京都市大宮交通公園の臨時休園について、同条例施行規則第2条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成29年10月25日

京都市長 門川 大作

臨時に休園する日時

平成29年10月25日から同月30日までの午前9時から午後4時30分まで

(北部みどり管理事務所)